

令和 8 年 2 月 6 日

鴻巣市長 並木 正年 様

鴻巣市上下水道事業運営審議会（下水道事業）
会 長 山 岸 和 人

鴻巣市の適正な下水道使用料について（答申）

（案）

令和 7 年 7 月 1 0 日付け鴻経第 2 5 4 号により諮問を受けた、鴻巣市の適正な下水道使用料について、当審議会では慎重に審議した結果を下記のとおり答申します。

なお、留意されるべき事項を附帯意見として申し添えますので、施行にあたっては特段の配慮をお願いします。

記

1 答申

本市の公共下水道事業は、公共用水域の水質保全、衛生的な生活環境の確保及び浸水被害の軽減を目的とする重要な事業であり、将来にわたり持続可能な運営を確保することが不可欠である。

公営企業である公共下水道事業には、その事業収入によって経費を賄い事業を継続していく独立採算制の原則が適用されている。しかしながら本市の下水道事業は、本来使用料で賄うべき経費を使用料で賄えず、総務省が定める繰出基準に基づかない一般会計からの補助金に依存している状況が続いている。また、将来の人口減少に伴う使用料収入の減少や、施設の老朽化による更新費用の増加など、公共下水道事業を取り巻く経営環境は一層厳しさを増している。さらに、令和 6 年度から、埼玉県が管理運営を行っている流域下水道の維持管理負担金が改定されたことから、公共下水道事業の運営に及ぼす影響は非常に大きなものとなっている。

本審議会では、独立採算制の原則の下で収支の均衡を見直し、持続可能な鴻巣市公共下水道事業運営のための下水道使用料について、5 回にわたり慎重な審議を行った。

その結果、公共下水道を持続的かつ安定して使用者に提供していくため、下

水道使用料の改定はやむを得ないものと判断するに至り、次のとおりの結論となったので、意見を添えて答申する。

2 審議結果

- (1) 下水道使用料算定期間は、安定性と予測の確実性を保つ観点から3年から5年程度に設定することが適当であるとされている。また、下水道使用料は市民生活に密着した公共料金であるため、公共料金としての安定性と、収支等の予測の確実性の両面から妥当性を勘案し、使用料の算定期間は、令和9年度から令和13年度までの5年間とする。
- (2) 改定時期については、財源不足により下水道事業の運営に支障が生じることのないよう、早期に実施する必要がある。しかしながら、利用者への十分な周知と理解を得ることを考慮し、改定を行うのが望ましい。
- (3) 将来の財政収支見通しや算定期間内の総括原価などに基づいて検討した結果、平均改定率は32%程度（県流域維持管理負担金増加分約8.1%を含む）とする。
- (4) 下水道事業は費用に占める減価償却費などの固定費の割合が極めて大きいため、その事業運営にあたっては安定した収入確保が求められる。このため、基本使用料収入割合は、現状を維持する。
- (5) 昨今の経済、物価動向の変動による様々な影響を、一般家庭及び企業なども受けていることを鑑み、使用料体系は、負担の程度に差をつけずに、現行の使用料に対し、一律に平均改定率を乗じたものとする。
- (6) 基本水量を廃止すると、1立方メートルの使用から従量使用料が発生し、少量使用者は使用料改定の影響を大きく受けることから、基本水量制については、現行を維持する。

3 使用料改定案

審議会の審議を反映した使用料改定案については、別紙、新旧使用料比較表のとおり明示する。

4 附帯意見

(1) 下水道事業、下水道使用料のあり方

今回の改定は、独立採算制の原則の下で収支を適正化するため、一般会計からの補助金の解消と経費回収率100%を目標としたものであり、やむを得ないものと判断する。

しかしながら、下水道使用料改定は、使用者の生活等への影響が大きく負担増を伴うものであることから、今後の改定においては、市は可能な限り住民及び事業者の負担を軽減する必要がある。このため、令和10年度に予定している経営戦略の策定にあたっては、今後生じる下水道事業を取り巻く環境の変化を適切に反映させ、財政収支の改善を使用料改定のみ依存することなく、引き続き経営の効率化などに努められたい。

また、改定後は3年から5年を目安として、適正な使用料水準について継続的に検証を行うことを望む。(令和10年度に予定される鴻巣市公共下水道事業経営戦略の見直しの際は、改めて、適正な使用料水準を検討し、これ以降も3年から5年程度を目安として、継続的に検討すること。)

(2) 接続率の向上

既に整備が完了している地域内で、公共下水道に接続していない世帯に対しては、投資効果を高めるために、積極的に水洗化を促進し、使用料収入の確保に努められたい。

(3) 不明水対策

晴天時、雨天時の汚水量などに基づいた不明水量の現状分析を行い、計画的かつ効果的な対策による費用の削減などに努め、可能な限り住民及び事業者の負担を軽減することを強く望む。

(4) 使用者への周知

本市の使用料改定が、平成20年度に実施した1市2町の合併に伴う使用料統合や消費税率改定を除くと、平成17年度以来の約20年ぶりであることや、平均改定率が32%程度と高いことに留意し、十分な周知期間を設け、使用者に対し、様々なメディアを活用して、理解を得られるように努めること。また、使用料改定後も公共下水道は生活に欠かすことができないことから、使用者に対して、丁寧に対応すること。

別紙

新旧使用料比較表

(1ヶ月分、消費税抜き)

種別	排除量	使用料		
		改定案	現行	改定額
基本料金				
	8立方メートルまでの分	952円	720円	232円
超過料金(1立方メートルにつき)				
	8立方メートルを超え 30立方メートルまでの分	152円	115円	37円
	30立方メートルを超え 50立方メートルまでの分	158円	120円	38円
	50立方メートルを超え 100立方メートルまでの分	165円	125円	40円
	100立方メートルを超え 200立方メートルまでの分	178円	135円	43円
	200立方メートルを超え 500立方メートルまでの分	191円	145円	46円
	500立方メートルを超え 1,000立方メートルまでの分	205円	155円	50円
	1,000立方メートルを 超える分	218円	165円	53円